

全国大会等出場派遣費補助金交付基準(内規)

	対象となる大会	交付対象者	交付の条件	補助対象経費	交付額	備考
全国大会	(1)公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟競技団体が主催するスポーツ大会で、当該大会の予選大会又は競技団体の推薦を受けて出場権を得た者が出場する全国規模の競技大会  (2)特に必要と市長が認める大会	(1)個人出場 米沢市に住所を有する者  (2)団体出場 各大会で定める参加申込み手続きが取られた選手で、米沢市に住所を有する者	(1)予選大会の結果を受けて出場する大会にあつては、予選大会において上位入賞し当該大会の出場資格を満たしていること。 (2)競技団体の推薦を受けて出場する大会にあつては、明朗な選考基準に基づく推薦であること。	選手が全国大会等に出場する際に要する開催地までの往復の交通費、大会期間中の宿泊費(大会前日の宿泊を含む)、大会参加料  ただし、派遣組織等が対象経費を負担する場合は、その額を減じた額とする	(1)個人 補助対象経費の額又は10,000円のいずれか低い額  (2)団体 補助対象経費の額又は出場者1人につき10,000円を乗じた額のいずれか低い額(上限200,000円)	①対象となる大会の条件の「(2)特に必要と市長が認める大会」は、当該大会の内容を総合的に判断し決定する。  ②交付の条件の「(2)明朗な選考基準」は、下記による。 ア 複数の大会の成績をポイント化し、上位の者を推薦するもの イ 県大会等で上位入賞した者を集めた選考会等を経て推薦するもの ウ その他、推薦にあたり競技団体が明朗な選考基準を定めているもの  ③補助金の交付は、全国大会・国際大会ともに出場者ごとに各年1回までとする。  ④米沢市旅費規定における日当不支給地域で開催される大会に出場する場合の交付対象経費は、大会参加料のみとする。  ⑤次のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。 ア 成績上位者の辞退等により繰上りで出場する場合(他大会の出場権との取扱い等により、繰上り出場が要項又は選考基準等に定められている場合を除く) イ 当該スポーツ大会への出場に対し、市が直接又は間接的に金員の交付を行う場合(国民スポーツ大会等) ウ 学校体育団体が主催する大会に出場する場合(全国高等学校総合体育大会等)
国際大会	(1)公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体の各種目に係るスポーツ大会で、当該大会の国内予選以上の大会又は競技団体の推薦により出場権を得た者が出場する複数国間の競技大会  (2)特に必要と市長が認める大会	(2)団体出場 各大会で定める参加申込み手続きが取られた選手で、米沢市に住所を有する者	(規定しない)	ただし、派遣組織等が対象経費を負担する場合は、その額を減じた額とする	(1)開催地が国内の大会 全国大会の交付額に準じる。  (2)開催地が国外の大会 ア 個人 補助対象経費の額又は30,000円のいずれか低い額 イ 団体 補助対象経費の額又は出場者1人につき30,000円を乗じた額のいずれか低い額(上限200,000円)	③補助金の交付は、全国大会・国際大会ともに出場者ごとに各年1回までとする。  ④米沢市旅費規定における日当不支給地域で開催される大会に出場する場合の交付対象経費は、大会参加料のみとする。  ⑤次のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。 ア 成績上位者の辞退等により繰上りで出場する場合(他大会の出場権との取扱い等により、繰上り出場が要項又は選考基準等に定められている場合を除く) イ 当該スポーツ大会への出場に対し、市が直接又は間接的に金員の交付を行う場合(国民スポーツ大会等) ウ 学校体育団体が主催する大会に出場する場合(全国高等学校総合体育大会等)
オリンピック大会	国際オリンピック委員会が主催するオリンピック大会	原則として米沢市に住所を有する個人 なお、米沢市における経歴を勘案して決定する。	(規定しない)	(規定しない)	原則100,000円	③補助金の交付は、全国大会・国際大会ともに出場者ごとに各年1回までとする。  ④米沢市旅費規定における日当不支給地域で開催される大会に出場する場合の交付対象経費は、大会参加料のみとする。  ⑤次のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。 ア 成績上位者の辞退等により繰上りで出場する場合(他大会の出場権との取扱い等により、繰上り出場が要項又は選考基準等に定められている場合を除く) イ 当該スポーツ大会への出場に対し、市が直接又は間接的に金員の交付を行う場合(国民スポーツ大会等) ウ 学校体育団体が主催する大会に出場する場合(全国高等学校総合体育大会等)

※1 パラスポーツに対する交付の場合は、「オリンピック」を「パラリンピック」、「国民スポーツ大会」を「全国障がい者スポーツ大会」と読み替える。

※2 この内規は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年4月13日 制定  
令和6年6月17日 改定